

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、特別措置法第3条第1項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に所在する石油コンビナート等特別防災区域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「海溝型地震」という。）に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域の指定状況

特別措置法第3条第1項の規定に基づき指定された本県の推進地域は下表のとおりである。このうち、石油コンビナート等特別防災区域が所在するのは、八戸市（八戸地区）及び六ヶ所村（むつ小川原地区）の区域である。

【平成18年内閣府告示第58号】

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域

3 準用

海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関しこの計画に定めのない事項は、第1章から第6章に規定する地震防災対策の例によるものとする。

第2節 地震発生時の応急対策等

1 情報の収集・伝達

津波警報等・地震情報等の伝達は、第4章第5節「気象通報等の伝達」によるものとする。また、災害情報の収集・伝達については、第5章第4節「災害情報の伝達及び広報」によるものとする。

2 二次災害の防止

海溝型地震により生ずる火災、流出、爆発、漏えい等の二次災害を防止するた

めに特定事業者、防災関係機関等がとるべき措置については、第5章第6節「自然災害応急対策」によるものとする。ただし、作業員等の安全確保のため、津波からの避難に要する時間には十分配慮するものとする。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため緊急に整備すべき施設等については、第4章第3節「自然災害予防対策」、同第6節「防災施設、設備及び資機材等の整備」及び同第9節「緑地等の設置」において具体的に定めるものとする。

また、これらの施設等の整備はおおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第4節 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、本章に規定する計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、第4章第7節「防災教育及び防災訓練」に定めるところにより推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施も考慮するものとする。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報活動

特定事業者及び防災関係機関は、第4章第7節「防災教育及び防災訓練」に定めるところにより地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

また、これらの教育・広報の内容は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画第2章第5節「地震防災上必要な教育及び広報に関する事項」に定める事項を含むものとする。

【特定事業者及び防災関係機関の職員に対する教育】

- (1) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 緊急地震速報を受信した場合の適切な対応に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割

- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

【住民等に対する教育・広報】

- (1) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 緊急地震速報を受信した場合の適切な対応に関する知識
- (4) 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

青森県石油コンビナート等防災計画

平成31年3月修正

青森県石油コンビナート等防災本部

事務局：青森県危機管理局

住 所：青森市長島一丁目1番1号